

しぶたに学園 池田市立秦野小学校PTA規約

(名 称)

第1条 本会は、しぶたに学園 池田市立秦野小学校PTAと称す。

(目 的)

第2条 本会は、会員が地域社会と協力して学校の教育活動を援助し、児童の健全育成に努めるとともに、会員相互の理解と向上を図る。

(方 針)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の方針に従って活動する。

- (1) 学校・家庭・地域社会の協力により、児童の健全な成長を図る。
- (2) 学校の教育活動に協力し、教育環境の整備を図る。
- (3) 会員相互の理解と向上のために、各種の親睦、研修活動を行う。
- (4) 地域の青少年の教育、社会福祉関係団体・機関に協力する。
- (5) 本会は、いかなる機関、団体の干渉を受けず、いかなる政治、宗教団体も支持しない。また、学校の管理、経営方針に対して干渉しない。

(会 員)

第4条 本会の会員になりうるものは、しぶたに学園 池田市立秦野小学校在籍児童の保護者、教職員とする。

(会 計)

第5条 本会の経費は、会費、その他の収入によって支弁する。

第6条 本会の会費は、月額1家庭350円とする。

第7条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日とする。

(役員及び会計監査)

第8条 本会に次の役員をおく。

- (1) 役員 会長 1名、副会長 若干名、書記 1名、会計 2名、総務 若干名
- (2) 書記・会計には、書記補・会計補を若干名おくことができる。

第9条 本会に会計監査2名をおき、本会の会計を監査し、総会に報告する。

第10条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会務を代行する。
- (3) 書記は、総会・実行委員会の議事、会の活動を記録し、各会合の通知・連絡にあたる。
- (4) 会計は、本会の会計事務を処理し、総会に報告する。
- (5) 総務は、本会全体に関する事務を執り行う。

第11条 役員及び会計監査の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第12条 役員及び会計監査は、役員候補者選考委員会が候補者を選び、総会の承認を経て決定する。

(役員候補者選考委員会)

第13条 役員候補者選考委員会（以下、選考委員会という。）は、毎年9月に設け、次の6名又は12名で構成する。

- (1) 当該年度役員より、互選により4名を選考委員とする。
- (2) 教職員より、互選により2名を選考委員とする。
- (3) 必要に応じ、互選により保護者より6名（各学年1名）を選考委員として招集することができる。

第14条 役員及び会計監査は、次の方法によって選出する。

- (1) 選考委員会は、役員候補者及び会計監査候補者を選考し、本人の了承を得る。
- (2) 役員候補者及び会計監査候補者は年度末の総会で承認を受け、4月1日に就任する。
- (3) 選考委員会は、本会が役員及び会計監査を承認し次第、解散する。
- (4) 役員及び会計監査が任期中に欠員となった時には、実行委員会において選考補充し任期の残任期間中その任にあたる。

(総会)

第15条 本会の総会は、次の通り開催する。

- (1) 総会は、定期総会と臨時総会とする。
なお総会は、電磁的情報を含む書面開催も可能とする。
- (2) 総会は、会長が招集するものとし、議長は会長が推薦し、総会で承認されたものがあたる。
- (3) 定期総会は、通常3月に役員・会計監査の承認及び決算、4月に予算、その他必要な事項を審査、決定する。
- (4) 臨時総会は、必要に応じて会長が招集する。
- (5) 総会成立は、出席者、回答者及び委任状の総数が、全会員の5分の1以上とする。
- (6) 総会の議事は、出席者及び回答者の3分の2以上の賛成を得ることによって成立する。

(各種委員会)

第16条 本会は、各種委員会をおくものとする。

- (1) 学級毎に、3名の学級委員を学級会員の互選によって選出する。
ただし、2学年以上にわたって選出された場合は上学年を優先する。
- (2) 学級委員3名は、互選により学級代表委員1名を選出する。
学級代表委員は、学級代表委員会の委員となり、他の学級委員は、学級代表委員会以外の各種委員会を分担、兼務する。
- (3) 各種委員会の委員長・副委員長は、会長が役員にはかって承認を得て委嘱する。
- (4) 各種委員会の委員長・副委員長の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第17条 各種委員会は、次の通りとする。

- (1) 学級代表委員会
 - ① 学級代表委員会は、学級を通じて、家庭と学校の密接なつながりを促進するとともに、学級活動に対する側面的援助を行う。
 - ② 学級代表委員会は、学級共通の問題について協議する。
 - ③ 各学年に学年代表をおき、学年間の連絡にあたる。

(2) 教養文化委員会

会員及び児童の教養の向上と研修にかかる各種の活動および趣味、娯楽を通して親睦を図る。

(3) 保健体育委員会

児童の保健衛生について協力し、会員相互の体育活動を通して親睦を図る。

(4) 厚生補導委員会

児童の援助対策と安全確保、校外生活の補導などに努める。

(5) 広報委員会

本会の活動状況などの周知を図るとともに、種々の情報を提供し、会員の相互理解に努める。

(特別委員会)

第18条 会長がとくに必要と認めた場合に、実行委員会の承認を得て、特別委員会を設けることができる。

(実行委員会)

第19条 実行委員会は、役員・各種委員会委員長・副委員長によって構成し、会長がこれを招集する。

第20条 実行委員会は、本会の運営に関する基本方針について協議するとともに、次の事項を協議する。

- (1) 年間事業計画と予算案、決算
- (2) 各種委員会が立案した事業計画の連絡調整
- (3) 総会に提出する議案
- (4) 特別委員会の設置
- (5) その他、重要事項

(PTAクラブ)

第21条 本会は、各種クラブをおくことができる。

- (1) 本会は、実行委員会が認めるクラブをおくことができる。
- (2) 各クラブの代表者は、実行委員会において活動報告、会計を報告する。

(その他)

第22条 校長は、本会のあらゆる会合に出席し、助言することができる。

第23条 本会の活動を推進するための必要とされる個人情報の取得、利用、管理については別途定める「池田市立学校園PTA協議会に加盟する各単位PTAにおける個人情報取扱規程」により、適正に運用するものとする。

第24条 実行委員会は、本会の円滑な運営を図るため、必要な細則を定めることができる。

附 則

この規約は、平成11年3月5日から施行する。

この規約は、平成30年2月22日に改正された。

この規約は、平成30年9月14日に改正された。

この規約は、平成31年2月22日に改正された。

この規約は、令和6年2月22日に改正された。